

## 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(追加分)

電力・ガス・食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯に対して、1世帯当たり7万円を支給します。

**対象** 令和5年12月1日時点で市内に住所があり、世帯全員の令和5年度住民税均等割が非課税の世帯  
 ※住民税が課税されている人の扶養になっている人のみで構成される世帯を除きます  
 ※生活保護世帯を含みます

**申請方法**  
**【世帯員全員が令和5年1月1日以前から市内に在住で、当市で非課税世帯給付金を受給したことがない世帯または現金での支給を行った世帯】**

2月上旬までに対象者に確認書を送付します。内容を確認して、同封された返送用封筒で期限までに返送してください。口座入金を希望する場合は、通帳やキャッシュカードなど口座情報が分かる物の写し、運転免許証など本人確認ができる物の写しを添えて返送してください。

**【未申告者のいる世帯または、令和5年1月2日以降に転入した人がある世帯】**

申請が必要です。申請方法などの詳細は、市ホームページを確認してください

**必要書類** 通帳やキャッシュカードなど口座情報が分かる物の写し、運転免許証など本人確認ができる物の写し、非課税証明書など

**申請期間** 3月15日(金)まで  
**【申請が不要な世帯】**

世帯員全員が令和5年1月1日以前から市内に在住で、次のいずれかに該当する世帯には、以前に当市で非課税世帯給付金を受給した口座に令和5年12月27日に送金しました。

●当市で非課税世帯給付金を受給したことがある世帯  
 ●電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(3万円支給)の際に申請型の手続きを行った世帯

**問い合わせ** 社会福祉課(☎27-2776)



市ホームページ

### 地域おこし協力隊

## まちなかイノベーターNEWS!! 05

**問い合わせ** 商工労働課(☎27-2754)

### 「人と人」、「地域と地域」の縁を深められるような活動をしていきます

当日は12月とは思えない春のような陽気となり、これから長い冬が始まろうとしている秋田県から来た隊員は、その気候の違いにとっても驚いていました。また、知名度の低い小さな町から来た自分に対して伊勢崎市の皆さんから「ようこそ伊勢崎へ」「来てくれてありがとう」と声をかけてもらったことがうれしく、伊勢崎市の人はとても優しく話してくれました。私も秋田県で生活していた話をすると、秋田県に旅行に行ったことがある人や友達がいる人など、皆さんが秋田県にまつわる話をしてくれたことがとても印象的でした。今後も人と人、地域と地域の縁を深められるような活動をしていきたいと思えます。



県八峰町の地域おこし協力隊の吉田真己さん(左)と秋田県八峰町の地域おこし協力隊の関口咲季子さん(右)

こんにちは！ まちなかイノベーターの関口咲季子です。今回は、令和5年12月16日にいせさき楽市で開催した、ミニ秋田フェアの様子を紹介します。

### 地域おこし協力隊員同士のつながりで地域に新たな縁を

私が以前秋田県藤里町の地域おこし協力隊として活動していた際、隣町である八峰町の地域おこし協力隊員と共同でイベントなどの企画・運営をしていたことから、伊勢崎市のまちなかイノベーター就任後も秋田フェアを実施することを目標にしていました。また、伊勢崎市の皆さんに地域おこし協力隊という制度が全国にあり、各地で活躍する隊員がいることや、隊員同士のつながりで地域に新たな縁が生まれることを知ってもらい、今後の活動への理解を深めてもらうきっかけになればと思い今回の企画を考えました。

いせさき楽市では、秋田県の名物であるきりたんぼ鍋の販売と秋田県北地域のミニ物産店を行いました。おっきりこみや焼きまんじゅうなどの小麦の食べ物になじみの深い群馬県の人たちにとって、米で作るきりたんぼは新鮮だったようで、多くの人に喜んでもらい、とてもうれしかったです。

## 医療費のお知らせを発送します

国民健康保険および後期高齢者医療制度加入者に医療費のお知らせを発送します。実際の医療費や請求内容を確認してください。

※医療機関などからの請求状況によって、遅れて記載される場合があります  
 ※通知に記載されていない分を確定申告で使用する場合は、通知が届く前に確定申告を行う場合は、領収書を確認して明細書を作成してください

### 問い合わせ

- 国民健康保険加入者＝国民健康保険課(☎27-2737)
  - 後期高齢者医療制度加入者＝年金医療課(☎27-2739)
- ※後期高齢者医療制度加入者の再発行に関することは群馬県後期高齢者医療広域連合(☎027-256-7126)に問い合わせてください

### 国民健康保険加入者(年4回発送)

発送月	記載される内容
5月下旬発送	1～3月診療
8月下旬発送	4～6月診療
1月中旬発送	7～10月診療
2月下旬発送	11～12月診療

### 後期高齢者医療制度加入者(年2回発送)

発送月	記載される内容
8月下旬発送	12～5月診療
2月中旬発送	6～11月診療 ※

※確定申告に使用する場合は、12月診療分は領収書で対応してください

## 廃食用油は正しく分別しましょう！

家庭から出る廃食用油は資源物として回収し、インクの原料などにリサイクルしています。廃食用油の分別回収に協力してください。

**問い合わせ** 資源循環課(☎27-2732)

### 廃食用油の出し方

伊勢崎・東地区は「資源」、赤堀・境地区は「その他」の日に廃食用油を出すことができます。

廃食用油の出し方は次のとおりです。

- ①油から天かすやパン粉などの固形物を取り除く
- ②油を冷ましてからラベルを剥がしたペットボトル容器に入れる  
 ※油が漏れないようにふたをしっかりと閉めてください
- ③油を入れたペットボトル容器を資源回収場所に出す  
 ※袋などには入れずにそのまま出してください

### 資源保管庫を活用しましょう

資源保管庫は資源回収日以外でも、廃食用油の他、新聞、雑誌、段ボール、雑がみ、衣類の6品目を出せます。

※対象品目以外は出せません

**利用可能日時** 月～金曜日の午前8時30分～午後5時

※祝日・年末年始は除きます

※耕の郷の資源保管庫は開館日の午前9時から午後10時まで利用できます

**設置場所** 市役所、各支所、各公民館、耕の郷、上下水道局、茂呂クリーンセンター、保育所(第二、第三、第四、境いよく、境ひので)

※保育所の資源保管庫を利用の際は、保育所職員に声を掛けてください

### ○廃食用油で出せる物

液体の植物性油を出すことができます。

#### 液体の植物性油の例

サラダ油、菜種油、ごま油、大豆油、コーン油、紅花油、ひまわり油、オリーブオイル など

※賞味期限切れなどで未使用の物でも出せます。未開封の場合はプラスチック製容器や缶、瓶の容器のまま出してください

### ×廃食用油で出せない物

#### 名称・処分方法

- 固形の植物性油(マーガリン、パーム油など)＝燃えるごみ
- 動物性食用油(バター、ラード、牛脂など)＝燃えるごみ
- 鉱物油(機械油、エンジンオイル、灯油、軽油など)＝販売店に相談
- 事業で使用した油＝事業所ごみは事業者自らの責任で適正に処理してください  
 ※回収対象外の油が混ざるとリサイクルに影響が出ます